

# 『補助金を活用して消費税率引き上げ・ 軽減税率導入に備えよう!』

～軽減税率の概要とレジ導入・受発注システム改修のための補助金について～

2019年10月に消費税率は10%に引き上げられ、軽減税率が導入される予定です。今回のセミナーでは、軽減税率導入までに理解しておきたい「制度の概要」や「軽減税率対策補助金（レジ補助金）」についてご説明いたします。



**補助金の概要**：複数税率に対応したレジを導入した場合、1台あたり20万円を上限に補助（補助率2/3）  
但し、①3万円未満のレジの場合3/4、②タブレット等は1/2が上限。複数台の導入の場合は1事業者200万円が上限となります。（詳しくは軽減税率対策補助金HPをご覧ください。）

**対象事業所**：軽減税率対象品目を取り扱う事業所

小売業の例) 店内に飲食スペースのあるパン屋、お酒の販売をしている弁当屋等  
飲食店の例) 出前を行っているそば屋、お土産のある寿司店等

## セミナーカリキュラム

18:00～18:30（講師 別府税務署）

・消費税軽減税率制度について

18:30～20:30（講師 中小企業診断士 櫃間霞氏）

1. 「補助金」・「助成金」の基礎知識
2. 軽減税率導入の経緯と概要説明
  - ① 飲食料品を販売していなくても対応が必要!?
  - ② 請求書の記載内容はどのように変わるのか
3. 現在公募中の軽減税率対策補助金とは
4. “経営力”を高める「補助金」の使い方
5. 今日から始める申請準備

日  
時

平成30年11月14日(水)  
18:00～20:30

会  
場

別府商工会議所  
3階 会議室

定  
員

30名(受講無料)

※駐車場に限りがありますので、公共交通機関等をご利用ください。

主 催

別府商工会議所

共 催

別府税務署  
別府市青色申告会

講 師

中小企業診断士

櫃間 霞

(ひつま かすみ)氏

慶應義塾大学卒業。マスコミ業界、コンサルティング業界を経て、2010年、中小企業診断士として独立開業。小規模企業から東証一部上場企業まで650社の対面コンサルティング実績がある。経済産業省の補助金の審査や、交付金額を最終査定する監査などの仕事に携わってきた経験から、中小企業経営者や創業者を対象に、補助金活用等について個別コンサルティングおよび講演活動を行っている。

(切り取らずにこのまま送信してください。)

別府商工会議所(佐藤、首藤)行 FAX:0977-26-2232 電話:0977-25-3311 参加申込書

事業所名		住 所	
T E L		F A X	
参加者①		参加者②	

※申込書にご記入頂きました個人情報は、適切な管理を図り、参加者名簿の作成および本講演会に関する連絡の目的のみ使用します。